



「食育基本法」が制定されて、早くも一年以上が経過しました。この間、今まで以上に、「正しい食習慣」《食の在り方》《食の功罪》などについて、様々の分野、関係諸機関の主催による研修会や講演会が頻繁に開催されています。中でも、とりわけ青少年の健全育成にあたって「食」の与える影響は大きいと、どの会も多くの諸課題を示唆しています。

『中休みの時間を告げるチャイムが鳴り響く。学童たちは、待ち構えていたように一斉に校庭に走り出て、眩しい太陽の下で元気にサッカーなどに興じている。

そこで、校庭の隅々まで注意深く観察すると、ほとんどの子どもが手に食べ物を持っている。バナナやリンゴなどの果実類、種々様々の種類のクッキー・ビスケットなどの菓子類サンドイッチなどのほぼ主食に近い食品、それらを本当に美味しそうにほおばっている。さらに目を凝らして良く見ると、何も食さない学童も数名目に付く。近づいてその由を

尋ねると「肥満防止のため」などという回答。

つまり、その国では、授業の合間の休み時間に、おやつを自由に食べるのが当たり前になってきているのだ。食べたい者だけが気ままに食べる。それが日常なのだ。そこに全く違和感はない。

この子どもたちの表情は実に明るい。「いじめ」などという光景には全く無縁の集団である。それは、あの明るい広い空のせいばかりではない。「信頼」の二字に裏付けされた国民性の成せるワザなのだ。』

これは、小生が、ニュージーランドの小学校を見学を訪れた時の休み時間の風景です。

その穏やかなスクールを一目見た瞬間、心の豊かな国民性のその国を、心底、うらやましいと思いました。確かに、ニュージーランドを訪れた誰もがその国の平和な有様に驚嘆するということですが、国鳥のキウイの翼が退化した所以も、天敵が皆無で、飛ぶ必要がなくなった結果だと知らされました。それほど平和なのです。

ところで、今の日本の小学校で「休み時間におやつを食べて良い」という習慣が取り入れられるでしょうか。いえ、それが現時点で許されたらどうなるのでしょうか。今、学校におやつ類を持っていくと先生から叱責されると思います。そういう物は学習には不要なのです。そういう認識が一般に浸透しています。現状では無理だと言

えるでしょう。今、日本の日常は学童のおやつに温情を与えるような土壤は育まれてはいません。それが許されたときの混乱や弊害を想像して大多数の大人の観念が学校におやつを持っていくことを許してはいないのです。

それは、日本には、礼儀作法を考えた、ちまたや高速道路の料金所出口などに散乱する目に余るごみの量、山野への不法投棄などごみ一つを例にとっても、まだ、おやつを食べられるという土壤が整ってはいないのです。

登下校時に無様な格好で食べ物をおぼる青少年を目にすると、我が国ではまだまだ学童におやつを許す環境は程遠いと痛感せざるを得ません。「おやつ持参」が当然という国はどうして形成されたのでしょうか。

かけ算九九を二桁まで暗記させるというドイツ、学力統計の上位を誇る中国や韓国、教育設備の高水準を唱えるフィンランドの教育事情、そして「おやつ持参」を認めているニュージーランドの教育スタイルなど諸外国の実情を調査研究し、良いところは、大いに吸収し、青少年育成のための本場の土壌を耕す手段を開眼したいものです。

こと「おやつ持参」一つに裏付けられる教育評価に重大な意味を感じざるを得ません。「おやつ持参」を是認するつもりはありませんが、「食育基本法」が制定された背景を十分探り「食」を通して子どもたちの健全育成を図りたいものです。

# 国保

## 入院時の医療費の窓口負担額が変わります！

1カ月に病院に支払った医療費の月額が自己負担限度額を超えた場合には、申請によりその超えた分(高額療養費)が払い戻されています。

19年4月1日から、70歳未満の国保加入者で、「限度額認定証」の提示により、入院時に限り病院の窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。

「限度額認定証」が必要な方は、保険証、印鑑をお持ちのうえ申請してください。

なお、国民健康保険税に未納があると、交付を受けられない場合があります。

### 自己負担限度額(月額)

一般世帯 (下記以外の世帯)	80,100円《44,400円》 実際にかかった医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
上位所得者 (被保険者の総所得600万円以上)	150,000円《83,400円》 実際にかかった医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
住民税非課税世帯	35,400円《24,600円》

問合せ 市民生活課 国保医療担当

※《 》は多数該当(過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の該当)の場合